

地産地消等優良活動表彰 審査基準（案）

審査の基準は、取組形態ごとに審査基準項目を満たしているかの評価を基本とする。各審査基準項目については、審査基準細則に記載されているような取組を行っているかを応募書類より確認するものとする。その上で、取組内容、成果等を踏まえ、総合的な観点から最終的な審査を行うものとする。

部門、取組形態、審査基準項目

部門	取組形態	審査基準項目
地域振興部門	ア 学校給食又は事業所（企業等の社員食堂、病院、福祉施設等）での給食等における地域の農林水産物の利用促進	（共通項目） ①活動の持続性 ②取組の斬新性・独創性・新規性 ③知的財産の創造、保護、活用 ④消費者視点 ⑤自治体等との協力関係の構築 （部門別項目） ⑥地域の農林水産業の振興への貢献 ⑦地域の農林水産物の有効利用 ⑧環境保全、資源循環への寄与
	イ 地域の直売所、加工施設、農家レストラン等における地域の農林水産物の利用促進	
	ウ 量販店等における地域の農林水産物の利用促進（インショップの展開、地域の農林水産物を利用した弁当等の新商品の開発・販売等）	
	エ 地域の伝統料理や伝統作物、伝統文化の活用	
	オ 地域の未利用資源の発掘・活用の促進	
	カ 地産地消を活かした産地づくりや遊休農地・施設の解消	
	キ 地産地消と環境保全、地域循環システムを結び付けた取組	
	ク 地域振興に資する地産地消の活動の核となる人材の育成	
	ケ その他地域の振興につながる地産地消に係る取組	

<p>交流促進部門</p>	<p>ア 地産地消と食育、食農教育を結び付けた取組</p> <p>イ 消費者との交流及びニーズを踏まえた地域の農林水産物の生産、新商品の開発、販売</p> <p>ウ 都市部等の他地域との交流による地産地消</p> <p>エ 観光業等他業種との連携による地産地消の取組</p> <p>オ 体験農業や観光農園、市民農園の推進等による生産者と消費者の交流活動（啓蒙、体験等）</p> <p>カ 交流促進に資する地産地消の活動の核となる人材の育成</p> <p>キ その他消費者と生産者の交流の促進につながる地産地消に係る取組</p>	<p>（共通項目）</p> <p>①活動の持続性</p> <p>②取組の斬新性・独創性・新規性</p> <p>③知的財産の創造、保護、活用</p> <p>④消費者視点</p> <p>⑤自治体等との協力関係の構築</p> <p>（部門別項目）</p> <p>⑥消費者と生産者をつなぐ関係性の構築</p> <p>⑦地域の農林水産物の理解の促進</p> <p>⑧消費者への信頼性向上の取組</p>
<p>消費拡大部門</p>	<p>ア 事業所（企業等の社員食堂、学校、病院、福祉施設等）での給食、食品製造、中食、外食、小売等における国産農林水産物・食品の利用促進</p> <p>イ 国内の生産者に対する支援活動、生産者と協力した取組</p> <p>ウ 国産農林水産物・食品の消費拡大につながる普及啓発又は販売促進活動</p> <p>エ 販売網や流通経路に関するビジネスモデル</p> <p>オ 国産農林水産物・食品の消費拡大と日本の食文化・郷土料理の保護・継承を結び付けた取組</p> <p>カ 体験等を通じて、日本の農林漁業への理解を促進する取組</p> <p>キ 消費拡大に資する人材育成</p> <p>ク 生産・製造現場等における課題解決や国産農林水産物の利用・消費につながる研究開発や新技術</p> <p>ケ 環境保全、資源循環に資する取組</p> <p>コ その他国産農林水産物・食品の消費拡大に係る取組</p>	<p>（共通項目）</p> <p>①活動の持続性</p> <p>②取組の斬新性・独創性・新規性</p> <p>③知的財産の創造、保護、活用</p> <p>④消費者視点</p> <p>⑤自治体等との協力関係の構築</p> <p>（部門別項目）</p> <p>⑥地域の農林水産物の振興への貢献</p> <p>⑦地域の農林水産物の有効利用</p> <p>⑧環境保全、資源循環への寄与</p> <p>⑨消費者への信頼性向上の取組</p> <p>⑩伝統文化等の活用</p> <p>⑪国産農林水産物・食品選択の醸成</p> <p>⑫課題解決の実現性</p> <p>⑬交流による波及効果</p>